

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設置しているときは、1月おきに交互に開催することで足りる。
- 2 事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会を設置する代わりに安全衛生委員会を設置することができる。
- 3 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。
- 4 特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が同一の場所において作業を行う場合、その数が法令で定める数以上であるときは、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなければならない。
- 5 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、所定の様式で所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 2 事業者は、健康診断を実施した結果、異常な所見が認められた労働者に関しては、健康保持に必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。
- 3 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、亜硫酸ガスを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、過去にベンゼンを取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に従事するものに対し、6月以内ごとに1回、定期的に、特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者を雇い入れたときは、その労働者に対し、従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、雇入れ時の教育の事項の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その事項についての教育を省略することができる。
- 3 事業者は、ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対し、法令で定める特別の教育を行わなければならない。
- 4 一定の業種に該当する事業場の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、労働者に対して安全衛生教育を行ったときは、遅滞なく、その実施結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問 4 次の①から⑤までの作業場について、労働安全衛生法第65条第1項に定める作業環境測定を行うべき作業場に該当しないものみの組合せは、下のうちどれか。

- ① 動力により駆動されるハンマーを用いて金属の成型の業務を行う屋内作業場
 - ② レーザー光線を用いて物の加工の業務を行う屋内作業場
 - ③ 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分
 - ④ 特定化学物質の第3類物質を取り扱う屋内作業場
- 1 ① ②
 - 2 ① ③
 - 3 ① ④
 - 4 ② ④
 - 5 ③ ④

問 5 法令上、厚生労働大臣が定める規格を具備すべき防毒マスクに該当しないものは、次のうちどれか。

- 1 アンモニア用防毒マスク
- 2 一酸化炭素用防毒マスク
- 3 酸性ガス用防毒マスク
- 4 ハロゲンガス用防毒マスク
- 5 有機ガス用防毒マスク

問 6 化学物質の製造等に係る厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の許可又は厚生労働大臣への届出に関する次の①から⑤までの記述について、法令上、誤っているものみの組合せは、次のうちどれか。

- ① 製造等が禁止されている化学物質であっても、一定量を超えない範囲であれば、試験研究のために使用することについて許可を受けなくてもよい。
- ② 製造許可の対象である化学物質であっても、一定量を超えない範囲であれば、試験研究のために製造することについて許可を受けなくてもよい。
- ③ 製造許可の対象である化学物質であっても、使用することについては許可を受けなくてもよい。
- ④ 新規化学物質であっても、試験研究のために製造しようとするときは、有害性の調査の結果の届出はしなくてもよい。

- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ② ④
- 4 ② ⑤
- 5 ③ ⑤

問 7 法令上、事業者が所轄労働基準監督署長に、計画の届出をしなくてよい場合は、次のうちどれか。

ただし、いずれの場合も、事業場の電気使用設備の定格容量の合計が 300 kW 未満であり、かつ、所轄労働基準監督署長による計画届出の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 特定粉じん発生源に局所排気装置を設置しようとするとき。
- 2 エックス線回折装置を設置しようとするとき。
- 3 特定化学設備を設置しようとするとき。
- 4 第2種有機溶剤等を用いて屋内で洗浄の業務を行う作業場所に局所排気装置を設置しようとするとき。
- 5 事務所に中央管理方式でない空気調和設備を設置しようとするとき。

問 8 次の作業環境測定における業務のうち、法令上、第2種作業環境測定士が行うことができないものはどれか。

- 1 通気設備が設けられている坑内の作業場の作業環境測定におけるデザインの業務
- 2 鉱物の粉じんに係る作業環境測定における重量分析方法による分析の業務
- 3 塩化ビニルに係る作業環境測定における検知管方式の機器による分析の業務
- 4 放射性物質取扱作業室の作業環境測定におけるデザインの業務
- 5 石綿に係る作業環境測定におけるろ過捕集方法によるサンプリングの業務

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 厚生労働大臣の登録を受けている作業環境測定機関は、事業年度ごとに、事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 作業環境測定機関は、指定作業場に関して、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について登録を受けなければならない。
- 3 作業環境測定機関は、作業環境測定を行う際に機器を用いて分析を行ったときは、その分析に伴い作成したチャート、記録紙等については保存しなくてもよい。
- 4 作業環境測定機関は、所属する作業環境測定士に異動があっても、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長にその旨を届け出なくてよい。
- 5 法人格を有しない者でも、作業環境測定機関として登録を受けることができる。

問 10 空気中の有機溶剤の濃度の測定についての作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 A測定における測定点は、原則として、単位作業場所の床面上に 6 m 以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点としなければならない。
- 2 検知管方式の機器により測定する場合、測定点の数は、原則として、単位作業場所について 5 以上としなければならない。
- 3 検知管方式の機器により測定する場合、測定点の高さは床上 50 cm 以上 150 cm 以下としなければならない。
- 4 直接捕集方法により試料空気を採取する場合、採取時間は、10分間以上の継続した時間としなければならない。
- 5 作業環境測定基準で定める一定の有機溶剤の濃度を測定する場合、妨害物質が存在しないときは、検知管方式の機器により測定することができる。

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 連続する 2 作業日について作業環境測定を行った場合の評価は、それぞれの日についての A 測定の測定値に基づいて求めた幾何標準偏差のうち、大きい値を用いて行う。
- 2 発生源が一箇所、2 種類以上の有機溶剤を含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、定められた算定式により求めた換算値を測定値とみなし、管理濃度に相当する値を 1 として管理区分の区分を行う。
- 3 A 測定のみを行った場合、第 1 評価値が管理濃度以上であり、かつ、第 2 評価値が管理濃度以下であるときは、第 2 管理区分に区分される。
- 4 2 種類以上の特定化学物質を含有する粉じんに係る単位作業場所にあつては、測定点ごとにそれぞれの物質についての測定値を用いて、それぞれの物質に係る管理区分の区分を行う。
- 5 A 測定の第 2 評価値が管理濃度以下であり、かつ、B 測定の測定値が管理濃度の 1.0 倍以上 1.5 倍以下である場合は、第 2 管理区分に区分される。

問 12 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、タンクの内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、その排気ガスによる健康障害防止のための換気をするときを除き、内燃機関を有する機械を使用してはならない。
- 2 事業者は、有害物によって汚染された物は、一定の場所に集積し、その集積場所である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- 3 事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を男女別に設けなければならない。
- 4 事業者は、硫化水素濃度が 100 万分の 10 を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 5 事業者は、炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が 0.5 % を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則に関する次の①から⑤までの記述について、誤っているものみの組合せは、下のうちどれか。

- ① 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 以下であるときは、換気の際し、労働者を 0.5 m/s 以上の気流にさらしてはならない。
- ② 事業者は、寒冷の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、暖房等の適当な温度調節の措置を講じなければならない。
- ③ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 2.5 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について 20 m³ 以上としなければならない。
- ④ 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ② ④
- 4 ② ⑤
- 5 ③ ⑤

問 1 4 労働安全衛生法により規制されている有害物に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 ベータ-ナフチルアミンは、製造等が禁止されている物質であり、作業環境測定の対象物質ではない。
- 2 塩化ビニルは、特定化学物質の第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 3 硫化水素は、特定化学物質の第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 4 ホルムアルデヒドは、特定化学物質の第 3 類物質であり、作業環境測定の対象物質ではない。
- 5 ベンゾトリクロリドは、特定化学物質の第 1 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。

問 1 5 有機溶剤業務が行われる次の作業場のうち、法令上、作業環境測定を行わなければならないものはどれか。

ただし、1 時間に消費する有機溶剤等の量は、いずれの業務でも法令で定める許容消費量を超えるものとする。

- 1 トルエンを重量の 5% を超えて含有する防水材料を用いて防水の業務を行うタンクの内部
- 2 イソプロピルアルコールを重量の 5% を超えて含有するインクを用いて印刷の業務を行う屋内作業場
- 3 キシレンを重量の 5% を超えて含有する塗料を用いて塗装の業務を行うずい道の内部
- 4 トリクロルエチレンを用いて洗浄の業務を行うピットの内部
- 5 四塩化炭素を製造する工程で有機溶剤等のろ過の業務を行う屋外の作業場

問 1 6 鉛業務に係る次の作業のうち、法令上、鉛作業主任者の選任を要するものはどれか。

ただし、遠隔操作によって行う隔離室における作業を除くものとする。

- 1 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まきの業務に係る作業
- 2 鉛合金を製造する工程における鉛合金の鋳造の業務に係る作業
- 3 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務に係る作業
- 4 鉛化合物を含有する^{ゆう}釉薬を用いて行う施釉の業務に係る作業
- 5 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れの業務に係る作業

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述の①から④の に入る語句又は数値として、誤っているものみの組合せは、下のうちどれか。

「 事業者は、男性の放射線業務従事者の受ける実効線量が ① につき 100 ミリシーベルトを超えず、かつ、1 年間につき ② を超えないようにしなければならない。

事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の ③ に受けるものについては 1 年間につき 150 ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては 1 年間につき ④ を、それぞれ超えないようにしなければならない。」

- | | | |
|---|--------------|---------------|
| 1 | ① 3 年間 | ② 50 ミリシーベルト |
| 2 | ① 3 年間 | ③ 角膜 |
| 3 | ① 3 年間 | ④ 500 ミリシーベルト |
| 4 | ② 50 ミリシーベルト | ③ 角膜 |
| 5 | ② 50 ミリシーベルト | ④ 500 ミリシーベルト |

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 屋内でガラスを製造する工程において、原料を混合する場所における作業に係る特定粉じん発生源に、法令に基づき設置する局所排気装置については、必ずしも除じん装置を設ける必要はない。
- 2 法令に基づき設置する除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。
- 3 法令に基づき設置した除じん装置の定期自主検査の記録は、7 年間保存しなければならない。
- 4 法令に基づき設置する局所排気装置の除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合は、電気除じん方式にすることができる。
- 5 屋内の特定粉じん発生源について、局所排気装置の設置等の所要の措置を講ずることが著しく困難であると所轄労働基準監督署長が認定した場合は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、全体換気装置による換気を行って作業させることができる。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が 17 以上 28 以下になるように努めなければならない。
- 2 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、病原体によって室の内部の空気が汚染されることを防止するため、法令で定める措置を講じなければならない。
- 3 空気調和設備から室に供給される空気については、浮遊粉じん及びホルムアルデヒドの量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率が規制されている。
- 4 事業者は、中央管理方式以外の空気調和設備を設けている室についても、作業環境測定基準に従って作業環境測定を行わなければならない。
- 5 事業者は、機械による換気のための設備について、2 月以内ごとに 1 回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、今までに粉じん作業に従事したことがない労働者が、新たに常時粉じん作業に従事することとなった場合、就業の際、じん肺健康診断を行わなくてもよい。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺健康診断の結果じん肺の所見がなかったものについて、3 年以内に次のじん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 都道府県労働局長によるじん肺管理区分の決定は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいて行われる。
- 4 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理 2 であるものについて、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 5 じん肺管理区分が管理 3 と決定された者は、療養を要する。